

企画提案書審査基準

(ア) 書類審査（一次審査）を行う場合の評価項目

評価項目		評価の着眼点	配点 (最低水準点)
書面審査	実施体制・スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> 本業務が遂行可能な人員が確保されており、県や関係者等と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。 従事するスタッフは、十分かつ有効な専門性等を有しているか。 実施に向けたスケジュールに無理がなく、準備・手配等は効率的なものであるか。 受託者による実施体制又は関係機関との協力体制が確保されているか。 	15点 (6点)
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 企画内容について詳細な提案がされているか。 対象者に確実にアプローチできる効果的な広報や、イベント等の企画内容について詳細な提案がされているか。 	15点 (6点)
	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体等からの同種又は類似事業の受託実績等を有し、業務の確実な履行が期待できるか。 	5点 (2点)
	見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか。 	5点 (2点)
合計			40点

(イ) プレゼンテーション審査の評価項目

評価項目		評価の着眼点	配点 (最低水準点)
プレゼンテーション審査	実施体制・スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> 本業務が遂行可能な人員が確保されており、県や関係者等と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。 従事するスタッフは、十分かつ有効な専門性等を有しているか。 実施に向けたスケジュールに無理がなく、準備・手配等は効率的なものであるか。 受託者による実施体制又は関係機関との協力体制が確保されているか。 自社事業や企業・関係団体とのネットワークの活用により効果的な情報発信や参加者の募集が期待できるか。 	20点 (8点)
	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体等からの同種又は類似事業の受託実績等を有し、業務の確実な履行が期待できるか。 	5点 (2点)
	見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか。 	5点 (2点)
	内容・構成	<ul style="list-style-type: none"> 特設サイト及びSNS等の視聴者並びに交流会、イベント参加者の意識改革や行動変容を喚起させるものとして効果的で魅力的な内容となっているか。 	10点 (4点)
		<ul style="list-style-type: none"> 啓発媒体の作成について、社会全体の意識変容、気運醸成に働きかけるインパクトのあるデザインとメッセージ性を備えた内容となっているか。 	10点 (4点)
		<ul style="list-style-type: none"> 理解促進イベントについて、当日の立ち寄りが可能な会場や時間設定になっているほか、全世代が幅広く参加できる内容となっているか。 	10点 (4点)
		<ul style="list-style-type: none"> 理解促進イベントについて、ターゲットごとの課題を明確にし、それぞれに訴求する内容となっているか。 	10点 (4点)
	企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 提案者独自の知見、ノウハウや経験を生かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案となっているか。 他の事業とも有機的に連携し、より高い効果が見込めるか。 	20点 (8点)
効果検証	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施後に、事業の結果分析及び今後の事業展開についての改善提案がなされているか。 	10点 (4点)	
合計			100点

※評価指標

評価基準／配点	20点	15点	10点	5点
特に優れている	20点	15点	10点	5点
優れている	16点	12点	8点	4点
普通	12点	9点	6点	3点
やや劣る	8点	6点	4点	2点
劣る	4点	3点	2点	1点

【最低水準点】各評価項目のいずれも、各審査員の評価点の平均点が、最低水準点（4割）以上であること。

※なお、参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各審査員の評価点の平均が最低水準点（4割）以上を満たすとともに、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば、契約候補者として特定する。

※ひめボス宣言事業所として認証を受けている場合は、各審査員の評点に1点を加算する。（コンソーシアムの場合は代表者及びすべての構成事業者が認証を受けている場合のみ1点を加算する。）

※パートナーシップ構築宣言を行い、公式ポータルサイトで宣言文を公表している場合は、各審査員の評点に1点を加算する。（コンソーシアムの場合は代表者及びすべての構成事業者が宣言・公表を行っている場合のみ1点を加算する。）